

岩手県告示第 139 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 2 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 軽米九戸線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字山屋第 5 地割 21 番 1 地先から 116 番地先まで	新	m 18.0～12.0	m 797.0
	旧	17.5～8.4	797.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 23 日から同年 3 月 23 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 唐丹日頃市線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市日頃市町上甲子 19 番 137 地先から 17 番 27 地先まで	新	m 108.0～14.0	m 222.0
	旧	130.0～27.5	222.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 23 日から同年 3 月 23 日まで